

目次

○告示

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正（くらし安全防災・消費生活課）

神奈川県告示第 号

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準（昭和56年神奈川県告示第53号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

表調理冷凍食品の項を削る。